

○真狩村地域おこし協力隊設置要綱

平成 24 年 5 月 1 日

(設置)

第 1 条 人口減少や高齢化等の進行が著しい本村において、地域外の人材を積極的に誘致し、地域の活力を呼び起こすとともに、その定住、定着を図り、もって地域力の維持・強化に資するため、地域おこし協力隊推進要綱(平成 21 年 3 月 31 日付け総行応第 38 号総務事務次官通知)に基づき、真狩村地域おこし協力隊(以下「協力隊」という。)を設置する。

(任務)

第 2 条 協力隊は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) むらづくり及びコミュニティ活動の支援
- (2) 地域資源の発掘及び振興に関する活動
- (3) 集落の維持活性化支援に係る活動
- (4) 地域の情報発信に関する活動
- (5) その他目的達成に資する活動

(委嘱)

第 3 条 協力隊の隊員(以下「隊員」という。)は、次の各号の要件を全て満たす者のうちから、村長が委嘱する。

- (1) 地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 16 条に規定する欠格条項に該当しない者
- (2) 生活の拠点を三大都市圏をはじめとする都市地域等(地域おこし協力隊推進要綱に係る「特別交付税措置に係る地域要件確認表」において、本村に転出した場合に特別交付税措置の対象となる地域をいう。)から本村に移し、かつ、住民票を本村に移動することができる者
- (3) 過疎地域の活性化及び地域住民との協働活動に取り組む意思がある者
- (4) 委嘱期間満了後も本村で就業又は起業をして定住する意欲のある者

(委嘱期間)

第 4 条 隊員の任期は、委嘱の日から 1 年とする。ただし、当該任期は、隊員の活動実績等を勘案し、最長 3 年まで延長することができるものとする。

2 前項の場合において、隊員が産前産後又は育児のために活動を中断する 1 年以内の期間(以下「育児等に係る活動中断期間」という。)が生じた場合(すでに育児等に係る活動中断期間が生じている場合を含む。)、育児等に係る活動中断期間を除いた 3 年以内の期間までとすることができる。

- 3 隊員として委嘱を受けた者は、延滞なく本村に生活の拠点を移し住民票を移動しなければならない。
- 4 隊員は、委嘱期間を満了する前に退職しようとするとき又は委嘱期間の延長を希望しないときは、退職しようとする日又は委嘱期間満了日の 30 日前までに村長に申し出なければならない。

(身分)

第 5 条 隊員の身分は、次の各号に掲げる区分による。

- (1) 委嘱隊員 村長の委嘱による。

(報償等)

第 6 条 隊員には、第 2 条に規定する活動(以下「地域おこし活動」という。)に対して、報償費を支給する。

- 2 隊員の報償費は月額 208,333 円とする。
- 3 隊員は、地域おこし活動に支障がない範囲において、就業等ができるものとする。
- 4 隊員は、その活動状況について日誌に記録するとともに、1 月ごとに活動報告書を村長に提出するものとする。

(住宅の指定)

第 7 条 隊員は、原則として村が指定する住宅(以下「指定住宅」という。)に居住するものとする。

- 2 指定住宅に係る家賃は、村が負担する。
- 3 指定住宅に係る光熱水費及び火災その他の保険料は、隊員が負担する。

(車両の使用)

第 8 条 村は、地域おこし活動において車両が必要と認めるときは、真狩村役場庁舎用自動車管理規定(平成 13 年 5 月 21 日規定第 2 号)に基づき公用車の運転を許可し、又は隊員の同意を得た上で当該隊員が所有する車両を借り上げて、これを当隊員の地域おこし活動のために使用させることができる。

- 2 村が隊員から車両を借り上げた場合の賃借料(燃料代含む。)は、月額 15,000 円とする。

(活動時間等)

第 9 条 隊員の活動時間は、休息時間を除き、4 週間を超えない期間につき 1 週当たり 38 時間 45 分とする。

- 2 隊員の週休日及び活動時間の割り振りを定める場合は、4週ごとの期間につき8日の週休日を設けて、正規の活動時間を割り振られた日が引き続き24日を越えないようにしなければならない。

(休日)

第10条 隊員は、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)には、特に活動することが必要な場合を除き、正規の活動時間においても活動することを要しない。12月31日から翌年の1月5日までの日(祝日法による休日を除く。以下「年始年末の休日」という。)についても、同様とする。

(休日の代休日)

第11条 隊員に祝日法による休日又は年始年末の休日(以下この項において「休日」と総称する。)に第9条第2項の規定により割り振られた日(以下この項において「活動日等」という。)に割り振られた活動時間の全部(次項において「休日の全活動時間」という。)について特に活動することが必要な場合には、その休日前に、その休日に代わる日(次項において「代休日」という。)としてその休日後の活動日等を指定することができる。

- 2 前項の規定により代休日を指定された隊員は、活動が必要な休日の全活動時間を活動した場合において、その代休日には、特に活動することが必要な場合を除き、正規の活動時間においても活動することを要しない。

(休暇)

第12条 隊員の休暇は年次有給休暇及び特別有給休暇とし、その種類及び期間は次のとおりとする。

- (1) 年次有給休暇 一般職の職員の例による。ただし、11月以前に委嘱期間を満了する隊員については、別表のとおりとする。なお、4月以外の委嘱隊員については、委嘱月から年度末までの月数に応じて別表を読み替える。
- (2) 特別有給休暇 産前産後の休暇、生理の休暇、育児の休暇、短期介護休暇、夏季の休暇、公民権行使等の休暇とし、その期間は一般職の職員の例による。

(育児休業)

第13条 隊員は、村長の承認を受けて、当該隊員の子(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項に規定する子をいう。)を養育するため、当該子が1歳に達する日まで育児休暇をすることができる。

2 育児休業に関する手続きは、一般職の例による。

(地域おこし活動の支援等)

第14条 村長は、隊員に対し、次に掲げる支援等を行うものとする。

- (1) 地域おこし活動に関するコーディネート
- (2) 地域等との調整及び住民への周知
- (3) 地域への定住のためのサポート
- (4) その他、円滑な地域おこし活動に必要な事項

2 村長は、隊員の地域おこし活動に必要な経費を予算の範囲内で支給する。

3 村長は、隊員の地域おこし活動に関して必要な指導、助言を行うことができる。

(委嘱の取消し)

第15条 村長は、隊員が次の各号のいずれかに該当するときは、第3条第2項の規定にかかわらず、委嘱を取り消すことができる。

- (1) 疾病等のため、地域おこし活動の遂行が困難であると認められるとき。
- (2) 活動の内容が不適切であると認められるとき。
- (3) その他、隊員としてふさわしくない行為があったとき。

(守秘義務)

第16条 隊員は、地域おこし活動の遂行上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表(第 12 条 第 1 号 関 係)

11 月 以 前 に 委 嘱 期 間 を 満 了 す る 隊 員 の 年 次 有 給 休 暇 の 日 数

委 嘱 期 間 満 了 の 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月
有 給 休 暇 の 日 数	1 日	3 日	5 日	6 日	8 日	10 日	11 日	13 日	15 日	16 日	18 日